

ご意見に対する対応結果について

平成23年1月7日
企業局経営企画課

鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会提言書（素案）について募集しましたご意見に対する対応結果は次のとおりです。

- 1 募集期間 平成22年11月2日から同月24日まで
- 2 周知・応募の方法 鳥取県ホームページ、県民課・各県民局・県内市町村及び県立図書館の窓口
- 3 意見総数 41件（応募件数：郵送1件、電子メール14件）
- 4 対応結果 次表のとおり

番号	主なご意見（要旨）	対応結果
3事業（電気・工業用水道・埋立）について		
1	民間に任せるにはかなりのリスクがありますし、まずは行政側が率先して行うべきものである。	提言書（素案）に盛り込まれています。
2	組織体制を見直し、利益をあげることを目標として頑張ってください。	"
3	公益企業が実施する事業に多少採算性が伴わなくても、活性化への刺激と判断できるギリギリの線までは受容できる。	"
4	いきすぎた合理化は、サービスの低下や人的資源の劣化をまねき、かえって悪影響となる。	"
5	環境事業のパイオニアを目指すべき。	"
6	県の他の部局との間に公営企業という大きな隔りがある1組織の「企業局」への提言ではなく、広く県組織全般に及ぶ提言として活かされるよう期待する。	"
7	方向性は正しいが、両にらみではなくもう少し踏み込んだ提言としてほしい。	次期経営改善計画での取組課題とします。
8	提案内容が精神論的であり、企業局内部のみに着目し限定的である。これまでの事業の継承に向けた努力を求めることに留まっており、もっと大胆かつ革新的な発想を持って具体的な施策が提案出来ないものか。	"
9	鳥取県としての独自性を出すべき。大都市では成し得ない、地方ならではのスモールコミュニティを活かした取り組み。	"
10	提言については総論に終始しており、各論的な具体の指摘に欠けている。	"
11	鳥取県のためには、県外に進学したり、県内での就職を希望している若者の雇用の場を確保することも重要だと考えます。行政におかれましては、引続き県内企業や今後進出を検討している企業に対して利便性を確保していただきながら、さらなる効率性を高めていただきたい。	"
12	継続実施への大義名分が弱々しい。	事業廃止を含めあらゆる方向から検討しました。
13	企業局の事業は、誰が考えても民営化、もしくは廃止すべきものだと考えられます。提言書は組織の存続を前提としており、非常に疑問を感じる。	民営化、廃止を含めあらゆる方向から検討しました。
14	そもそもの存在意義や経営状態、他県状況、そして現在の社会情勢など様々な状況を詳細にしっかり検討され、提言されている。私も提言には概ね賛成です。	-

15	いずれの事業についても妥当な内容の提言である。	-
電気事業の方向性について		
16	売却も含めたあらゆる方向性を検討する必要があると思われる。ただし、3事業をトータルで考えた場合、比較的収益性の高い電気事業の存在意義は大きいと考えられる。今後、資金繰りの不安が生じる工業用水道事業へ短期貸付などができるのであれば、「3事業全体」の最大限の収益を考えるべき。	提言書（素案）に盛り込まれています。
17	公営を続けるのであれば、「電力の供給」以外の新しい意義が必要。	〃
18	公営電気の旧来の意義である「低廉な」電力の供給に影響を及ぼすことのないよう、収支や採算性について十分に検討し、県のエネルギー施策とも連携して適切な役割分担を図るべき。	〃
19	余裕資金があるなら売電単価を下げ電気料金を安くして住民に還元すべきであり、事業間流用は慎むべき。	〃
20	ダム事業、発電事業が県の公営企業として永続するのではなく、地域の公営企業として運営されることも考えてはいかかが。所在市町村に水の占用料という財源と公営企業の運営を委譲してはいかかが。	〃
21	民間技術を積極的に活用した環境事業推進。	〃
22	新エネルギープロジェクトの趣旨は賛成ですが、このような発電方法は採算が見込まれないため、経営を圧迫しないよう国や県の一般会計からの支援が必要。	次期経営改善計画での取組課題とします。
23	新エネルギーの中でも特に小水力を積極的に取り組むよう提案すべき。	〃
24	電気事業は売却すべきでない。県内の発電事業が中電に独占されるのは危険。	事業売却を含めあらゆる方向から検討しました。
25	発電量を売却した場合の県庁における二酸化炭素削減に対する貢献・寄与の度合いは、どのように影響してくるのかといった点にも触れておいてもよいのではないかと。（今後、新たに取り組む再生エネルギーを二酸化炭素の削減にプラスカウントすることと、既存のものを手放す場合のマイナスカウントの関係（＝マイナス分を他の取り組みで削減していかなければいけないのかどうか）がどのようになるのかという疑問）	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「環境にやさしい県庁率先行動計画」では、平成12年度以前に建設した発電所は、事業譲渡してもマイナスカウントされるものではありません。
工業用水道事業の方向性について		
26	赤字補てん的な繰り入れや資金融通によることなく、工水事業のもつ経済、雇用、環境などへの多面的な効果を検証し、一般会計が費用負担すべき部分をルール化して、工水事業の経営の健全性を維持すべき。	提言書（素案）に盛り込まれています。
27	公営企業で実施する意義は依然大きい。	〃
28	社会的意義は高く、広義の「公共性」があると思われることから、一般会計から一定の負担を受けることも十分にあり得る。	〃
29	一般会計からの負担も含めた県全体としての採算性を考慮し積極的な需要拡大を目指すべき。	〃
30	給水先の企業等に対する経済効果（単に上水道料金との比較にとどまらず、雇用や運送業等関連サービス業への効果も加えて）も織り込まれた方がよい。	〃
31	水という資源を県内の事業に安定的に供給する使命は利益のみの追求にはそぐわない。民間ではなく公営の企業として安定供給に努めるべき。	〃

32	採算のみではなく、企業へのメリットをコスト以外に打ち出す。	〃
33	もっと大胆かつ革新的な発想を持って具体的な施策を住民や民間から広く求めることが必要。	次期経営改善計画での取組課題とします。
34	工業用水も西部地区はせつかくの施設（水道管）が敷設してある。この不景気に赤字覚悟でも単価を下げ需要を増やすべきではないか。一部の赤字は一般会計が負担しても良い。	〃
35	水利権がいかに確保しづらいものであるのかといった点にも触れておかれてはいいかがか。	最終提言書に反映しました。
36	水を多く利用する企業の「使いたい放題の地下水」の問題にも警鐘を鳴らしておいてもよいのではないか。	〃
埋立事業の方向性について		
37	売り急ぐ状況にはない。県全体のプロジェクトなどを考慮し計画的に分譲することが望ましい。	提言書（素案）に盛り込まれています。
38	企業局が責任を持って処理していくことには自ずから限界があるのではないか。県全体で取り組むべき問題である。	〃
39	長期貸付や不動産事業などのビジネスモデルも検討の余地がある。	〃
40	埋立事業の抜本的な見直しが必要。「県民へのわかりやすい情報提供（企業局ホームページ・パンフレット）」がメインに掲げられてもあまりに対応策としては物足りない。	次期経営改善計画での取組課題とします。
41	臨海工業団地はもう古い、企業局としては手を切るべきである。	事業廃止を含めあらゆる方向から検討しました。